



平成 29 年 11 月 6 日

各 位

会社名 住友精化株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 雄介
(コード番号 4008 東証第一部)
問合せ先 総務人事室部長 堀 正典
(TEL. 06-6220-8508)

株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 6 日開催の取締役会において、株主優待制度の導入について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的としております。

2. 株主優待制度の内容

(1) 対象となる株主様

平成 30 年 3 月 31 日以降、毎年 3 月 31 日現在および 9 月 30 日現在で、「当社株式を半年以上継続して」保有された各株主様を対象といたします。

「半年以上継続して」保有されているかどうかは、3 月 31 日および 9 月 30 日現在で、株主名簿に同じ株主番号で 2 回以上連続して記載されていることをもって判断いたします。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載された株主様につきましては、「半年以上継続して」保有されていたかどうかにかかわらず、同年 6 月上旬に優待品を贈呈させていただく対象とさせていただきます。

(2) 株主優待の内容

保有株式数	保有期間	優待内容
100 株 (1 単位) 以上	半年以上 (※)	QUO カード 1,000 円分

(※) 「半年以上」保有されているかどうかは、3 月 31 日および 9 月 30 日現在で、株主名簿に同じ株主番号で 2 回以上連続して記載されていることをもって判断いたします。

(3) 贈呈時期

毎年 3 月末株主様へは 6 月上旬に、毎年 9 月末株主様は 12 月上旬に発送させていただくことを予定しております。

3. 株主優待制度の開始時期

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式 100 株 (1 単位) 以上を保有されている株主様を対象として開始いたします。

株主優待制度に関するQ&A

Q 1 : 例えば、9月に新規に株式を購入した場合、その年の12月上旬に予定されている優待品を受け取ることができますか？

A 1 : 当社の株主優待は、3月31日および9月30日現在の株主名簿に、同じ株主番号で2回以上連続で記載された株主様を対象としております。したがって、12月上旬の優待品のお受け取りの対象とはなりません。

その半年後の3月31日現在の株主名簿にも記載されますと、6月上旬の優待品をお受け取りしていただけます。

Q 2 : 例えば、平成30年3月に新規に株式を購入する場合は、その年の6月上旬に予定されている優待品を受け取ることができますか？

A 2 : 当社の株主優待は、3月31日および9月30日現在の株主名簿に、同じ株主番号で2回以上連続で記載された株主様を対象としております。

しかし、平成30年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様につきましては、この例外として半年以上継続して保有されていたかどうかにかかわらず、その年の6月上旬の優待品をお受け取りいただけます。